

指名停止措置について

- ◎指名停止業者 株式会社ニーズウェル 代表取締役 船津 浩三
- ◎指名停止期間 令和7年4月1日から令和7年7月31日
- ◎指名停止理由 令和7年2月21日、「救助費用の求償効率化に向けたアプリケーションの開発業務」の一般競争入札において落札決定されたにもかかわらず、当該契約の締結を辞退した。
このことは、不誠実な行為であり、契約相手方として不適当であると認められるため。